

府中アスレティックフットボールクラブ ジュニアフットボールスクール規約

第1条 (名称及び所在地)

- 本スクールは、府中アスレティックフットボールクラブ ジュニアフットボールスクール（以下当スクールという）と称し、NPO 法人府中アスレティックフットボールクラブが主催、監修、運営をし、本事務所を東京都府中市緑町 2-30-9 に置きます。

第2条 (目的)

- 当スクールはサッカー、フットサルの楽しさを共有し、個々のレベルアップを目指し、スクール活動を通じて、健全な心身の育成を図り地域スポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条 (構成)

- 当スクールは、U-6、U-9、U-12、U-8 強化、U-10 強化、U-12 強化、U-10 選抜、U-12 選抜、キーパークラスで構成します。

第4条 (入会資格及び手続き)

- 当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者（以下スクール生という）とします。又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、捺印し、提出することとします。

第5条 (入会金、年会費、月会費)

- 別に定める入会手数料、継続事務手数料、月会費、その他の費用を所定の期日迄にお支払いいただきます。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返ししません。

1. 継続の場合の継続事務手数料は4月分の引き落としの際にお支払いとなります。

2. 月会費は別途定める1回分の費用×月の開催回数となります。選抜クラスは固定額となります。

3. 月途中での入会の場合の月会費は【(入会月の参加予定日数) × 各クラスの月会費の四分の一】となります。

第6条 (費用の支払い方法)

- 初回支払い時(入会月)においては入会手数料、入会月とその翌月の月会費を指定の口座にお振込みいただきます。初回分の振込期日は、原則、入会月の月末までとなります。それ以降は、当月27日(土日祝の場合は翌営業日)にスクール生の指定口座から引き落としとなります。

- スクール生の都合により引き落としができなかった場合は、翌月末までにお振込みいただきます。

第7条 (遵守事項)

- スクール生は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

第8条 (活動及び活動期間)

- 当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。

- 8月と年末年始にそれぞれ休校期間があります。また、それ以外に当スクールの都合によりお休みをする場合があります。その場合、事前にご案内をいたします。

- 雨天時は原則開催します。ただし、雷、強風などの悪天候時は中止にする場合があります。そのような場合は可能な範囲で通知します。また、その分は減額対応、または返金対応をいたします。

- 祝日は休校とします。

- クラスをお休みした際は、その分は振替として他のクラスに参加することができます。

- クラスの振替の有効期間は3月末までとします。

第9条 (届出事項の変更)

- スクール生は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、書面、またはメールにて遅滞なく当スクールに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

第10条 (入会)

- 入会日は受講開始日とします。

第11条 (退会)

- スクール生がスクール生の都合により退会する場合は、書面またはメールにて、退会を希望する月の前月末日までに当スクールに通知し、当スクールの承認を得るものとします。

- 退会を希望する月の前月末日までに当スクールに通知し承認を得ていない退会希望者は、退会希望月の月会費を支払うものとします。

第12条 (休会)

- スクール生がスクール生の都合により休会する場合は、書面またはメールにて、希望する月の前月の末日までに当スクールに通知し、当スクールの承認を得るものとします。ただし、当スクール活動中に負傷し1

ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、書面またはメールにて速やかに当スクールに通知し、当スクールの承認を得るものとします。

- 休会を希望する月の前月末日までに当スクールに通知し承認を得ていない休会希望者は、休会希望月の月会費を支払うものとします。

第13条（復帰）

- 休会したスクール生が復帰する場合は、書面またはメールにて、当スクールに復帰希望月を通知し、当スクールの承認を得るものとします。
- 休会したスクール生が復帰した場合、復帰日より月会費を支払うものとします。

第14条（継続）

- スクール生が年度を越えて継続を希望する場合には、継続手続きを行い当スクールの承認を得るものとします。尚、継続手続きによる更新は原則小学校6年生までとします。

第15条（スポーツ保険）

- スクール生は入会時にスポーツ安全障害保険に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料は入会手数料、継続事務手数料に含まれます。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

第16条（負傷時の処置）

- スクール生が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、当スクールは責任を負わないものとします。

第17条（除名）

- スクール生（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールがスクール生として不適格と判断した者に対し、当スクールより除名することができるものとします。
 1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
 2. 当スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
 3. 諸費用等を3ヶ月以上滞納したとき

第18条（休講・閉鎖）

- 当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖にすることが出来るものとします。

第19条（免責）

- スクール生は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めないし、当スクールは賠償しないものとします。

第20条（付則）

- 当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができることに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第21条（発効）

- 本規約は、2026年4月1日より発効するものとします